

農作物緊急防除支援事業

事業の目的

令和5年台風第7号による農業被害が発生したことから、生産者が安心して継続的に生産活動ができるよう、緊急的に病害虫防除等を行い、生産者の営農意欲の向上と本県特産物の生産振興を図る。

事業実施主体

生産者、生産組織、JA

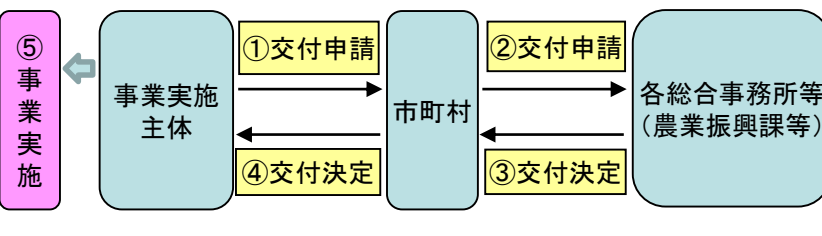
支援の内容

台風7号で被害があった農作物に対して、病害虫の蔓延を防ぐための緊急防除に要する経費を支援。
※5アール以上の園芸品目(梨、白ネギ等)及び大豆で、令和5年8月16日から令和5年9月15日までの散布1回分を対象とする。
※施設栽培の品目については、施設内に浸水等の被害があり、緊急防除を実施した場合に限る。

補助率・補助金額

【補助率】県1/3、市町村任意 【事業費上限】4,200円/10a

事業の流れ



担当部所・電話番号

農林水産部農業振興局 生産振興課	0857- 26-7272
東部農林事務所 農業振興課	0857- 20-3580
八頭事務所農林業振興課 農業振興室	0858- 72-3808
中部総合事務所農林局 農業振興課	0858- 23-3166
西部総合事務所農林局 農林業振興課	0859- 31-9643
日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859- 72-2004